

周南国際交流児童クラブの規約

1. 目的

- (1) 身近な国際交流を通じて児童等の健全育成を目指す。
- (2) 地域の文化向上を目指す。

2. 組織

(1) 青少年のための国際交流組織

①組織

組織名	対象者	定員	備考
周南国際交流児童クラブ	小学生	50名程度	一般公募

(2) 参加対象者について

- ①参加対象者は、周南市広報等で、期初に40名程度公募する。
- ②応募参加者は、所定の参加申込書を提出する。
- ③在籍は4月～翌年3月までの1年間。なお、6年生まで継続在籍可能とする。
- ④交流先の事情で定員がある場合、学年制限する場合がある。(高学年優先)

(3) スタッフについて (原則ボランティアとする)

- ①希望者とする。(クラブ員保護者等可)
- ②スタッフはボランティアとし、原則高校生以上とする。(中学生は準スタッフ)

3. 事業の運営について

- (1) 事業運営資金は、原則各行事の参加者負担とする。
- (2) 行政や関係諸団体の助成金も事業運営資金の一部とする。
- (3) 会計は、事業毎の独立会計とし、助成金等があれば関係先に決算報告する。
- (4) 参加者は、入会金として1,000円(1家庭)を納付する。(印刷・郵送費等に充当)

4. その他

- (1) 事業説明を事業開始前に行い、概要を参加者等(保護者)に説明し同意を得る。
- (2) 事業の都度、団体傷害保険等に加入する。
- (3) 行事参加者は、スタッフ等行事関係者の指示に従う。
- (4) 参加者は、通常の行事中の事故等については、主催者等に損害賠償請求はしない。

(平成15年3月制定 平成16年3月1日第1回改訂 平成20年11月1日第二回改訂)

〒746-0033 山口県周南市新堤町7-31-6
周南国際交流児童クラブ 事務局・代表 笹村 守
電話・ファックス： 0834-64-1454
携帯電話：090-4653-0472
E-MAIL : kokusaijidou@clock.ocn.ne.jp

We Support
unicef

